

# 高齢者保健福祉 ガイドブック



東松山市



令和8年4月改訂版

# 目次

ページ

<b>いろいろと相談したい</b>	<b>2頁</b>
●地域包括支援センター	●比企医師会在宅医療連携拠点
●総合相談センター	●ボランティアセンター
<b>健康を維持したい</b>	<b>3～6頁</b>
●1日人間ドック・1日併診ドック	●高齢者インフルエンザ予防接種
●認知症検診	●高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種
●がん検診及びその他の検査	●高齢者新型コロナ予防接種
●ファミリー歯科健診	●高齢者带状疱疹予防接種
<b>いつまでも元気でいたい</b>	<b>7～10頁</b>
●市民福祉センター	●シニアボランティアポイント制度
●市民健康増進センター	●東松山市シルバー人材センター
●みんなきらめけ!!ハッピー体操	●比企広域電子図書館(比企eライブラリ)
●いきいきパス・ポイント事業	
<b>毎日の生活にちょっと不安を感じたら</b>	<b>11～14頁</b>
●あんしん見守りネットワーク	●支え合いサポート事業
●緊急通報システム設置	●成年後見センター
●配食サービス	●生活困窮者自立支援制度・生活保護制度
●福祉サービス利用援助事業	●避難行動要支援者避難支援制度
<b>介護や支援が必要になったら</b>	<b>15～19頁</b>
●徘徊高齢者等家族支援サービス	●福祉車両貸出
●訪問理美容サービス	●所得税・住民税の控除
●ねたきり老人等手当支給	●高齢者の障害者控除
●紙おむつ給付サービス	●介護マーク
●寝具類洗濯等サービス	●埼玉県思いやり駐車場制度(パーキング・パーミット制度)
●訪問歯科診療	●高齢者等家庭ごみ戸別収集
<b>障害者として認定されたら</b>	<b>20～24頁</b>
●身体障害者手帳の交付	●福祉タクシー利用料金助成
●障害児(者)生活サポート事業	●その他の公共料金の割引
・障害者生活支援センター事業	●自動車燃料購入費助成
●在宅重度心身障害者手当	●駐車禁止適用除外
●重度心身障害者医療費助成	●所得税・住民税の控除
●特別障害者手当	●自動車税・軽自動車税の減免
<b>各種記録票</b>	<b>25～26頁</b>
●健康の記録	
●私の記録	
<b>デマンドタクシー</b>	<b>27頁</b>

※市役所の受付時間は平日午前8時30分から午後5時15分までとなります。



このマークがある事業は「いきいきパス・ポイント対象事業」です。詳しくは、9ページをご覧ください。なお、事業の内容によっては、対象にならない場合もあるため、各担当課にお問い合わせください。



# いろいろと相談したい

介護や介護保険に関する相談、情報提供については、次のような窓口をご利用ください。

## ●地域包括支援センター

**内 容** 高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送ることができるように高齢者に関する相談を総合的にお受けしております。専門の職員（主任ケアマネジャー、保健師または経験のある看護師、社会福祉士など）が、電話、来所、訪問などによりお話を伺います。

**料 金** 無料

**問 合 せ 先** 東松山市地域包括支援センター . . . . . ●TEL.22-7733 FAX.22-7731  
    《夜間・早朝・土日・祝日等の緊急連絡は、市役所 TEL.23-2221（代）へ》  
総合福祉エリア地域包括支援センター . . . . . ●TEL.21-5570 FAX.25-3305  
東松山ホーム地域包括支援センター . . . . . ●TEL.22-6115 FAX.24-7123  
年輪福祉ホーム地域包括支援センター . . . . . ●TEL.36-3666 FAX.36-3665  
わかばの丘地域包括支援センター . . . . . ●TEL.31-0555 FAX.31-0557  
アースサポート東松山地域包括支援センター ●TEL.22-7500 FAX.25-6701

## ●総合相談センター

**内 容** 障害の種別や年齢を問わず、生活全般の相談をお受けしています。専門の職員が、支援を必要とする方、その家族・介護者などからお話を伺い、総合的な支援を行います。また、介護予防の普及や手話通訳者の派遣も行っています。

**料 金** 無料

**相 談 時 間** 年中無休（窓口：午前8時30分～午後8時 電話：24時間）

**問 合 せ 先** 総合福祉エリア . . . . . ●TEL.21-5570 FAX.25-3305

## ●比企医師会在宅医療連携拠点

**内 容** 看護師の資格を持つ職員が、在宅医療に関する相談をお受けし、退院支援や往診医の紹介などを行っています。

**料 金** 無料

**相 談 時 間** 平日午前9時～午後5時

**問 合 せ 先** 比企医師会在宅医療連携拠点 . . . . . ●TEL.81-5563

## ●ボランティアセンター

**内 容** ボランティア活動を希望する方の登録やボランティアの紹介・依頼など、ボランティアに関する様々な相談を受け付けます。

また、活動中の事故に備える保険の取り扱い窓口となっております。

**料 金** 無料

**問 合 せ 先** 社会福祉協議会地域福祉課 . . . . . ●TEL.23-1251 FAX.23-8898

# 健康を維持したい

各種検診を定期的に利用して、  
日々の健康管理にお役立てください。



## ● 1日人間ドック・1日併診ドック



- 内 容** 疾病の早期発見、生活習慣病の予防と自主健康管理のために1日人間ドック、1日併診ドック(人間ドック+脳ドック)を受ける場合、その検査費用の一部を助成しています。
- 対 象 者** 30歳以上の東松山市国民健康保険加入者(保険税に未納のある世帯の方は除く)  
後期高齢者医療制度加入者(保険料に未納のある方は除く)  
※指定医療機関に予約の上、保険年金課の窓口にて助成金の申請手続きをしてください。
- 料 金** ・1日人間ドック 各医療機関の検査料から26,500円を控除した額  
・1日併診ドック 各医療機関の検査料から40,000円を控除した額  
(医療機関によって検査料・検査項目が異なります)  
※1日人間ドック又は1日併診ドックのいずれかを1年度につき1回助成します。
- 指定医療機関** 東松山市立市民病院・埼玉成恵会病院・東松山医師会病院・シャローム病院(1日人間ドックのみ)・武蔵嵐山病院
- 問 合 せ 先** 市役所保険年金課 . . . . . ●TEL.63-5004 FAX.23-0076

## ● 認知症検診



- 内 容** 認知症の早期発見や早期診断・治療につなげるため、認知症検診事業を実施します。
- 対 象 者** ①年度末年齢が70歳又は75歳となる方  
②①に該当し、検診日に東松山市に住民票がある方  
※既に医療機関で認知症の診断を受けている方は対象外です。  
※対象となられる方には、通知します。
- 料 金** 無料
- 問 合 せ 先** 市役所高齢介護課 . . . . . ●TEL.22-7733 FAX.22-7731



## ●がん検診及びその他の検査



**内 容** 保健センター（集団での検診）や医療機関（個別での検診は乳がん検診、子宮頸がん検診、胃がん検診、大腸がん検診）で、がん検診及び他の検診を実施します。

**検診の種類及び対象者**

- ①子宮頸がん検診：20歳以上の女性（2年に1回／偶数月生まれ）
- ②乳がん検診：40歳以上の女性（2年に1回／偶数月生まれ）
- ③肺がん検診・大腸がん検診：30歳以上の方
- ④前立腺がん検診：50歳以上の男性
- ⑤結核検診：65歳以上の方
- ⑥肝炎ウイルス検診：40歳以上の方（過去に受診した方は除く）
- ⑦骨粗鬆症検診：40・45・50・55・60・65・70歳の女性の方
- ⑧胃がん検診：バリウム 30歳以上の方、胃カメラ 50歳以上の偶数月生まれの方

**料 金**

【集団検診】

- 肺がん・大腸がん・骨粗鬆症／200円
- 結核検診／0円（結核検診は肺がん検診として胸部レントゲン検査を実施）
- 前立腺がん／300円
- 肝炎ウイルス／400円
- 胃がん／1,000円
- 乳がん（マンモグラフィー）／1,200円
- 子宮頸がん／1,200円

【個別検診】

- 乳がん（マンモグラフィー）／1,600円
- 大腸がん／800円
- 胃がん／3,300円
- 子宮頸がん／1,400円

※生活保護受給者証を提示の方は無料

**問 合 せ 先** 市役所健康推進課 . . . . . ●TEL.24-3921 FAX.22-7435

## ●ファミリー歯科健診



**内 容** いつまでもおいしく食事をするために定期的な歯科健診を実施します。

**対 象 者** 年齢は問いません。

**料 金** 無料

**問 合 せ 先** 市役所健康推進課 . . . . . ●TEL.24-3921 FAX.22-7435

## ●高齢者インフルエンザ予防接種

内 容	一部公費でインフルエンザ予防接種が受けられます。
対 象 者	東松山市内に住民登録のある方で、次のいずれかに該当する方 1. 接種時に65歳以上の方 2. 接種時に60歳から64歳の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害のある方、及び、免疫の機能に障害のある方で「1級の身体障害者手帳」を提示した方
料 金	1,000円（生活保護受給者証を提示の方は無料） ※接種期間や医療機関、市外で接種する方は、下記問合せ先までご相談ください。 ※75歳以上の方の高用量インフルエンザワクチン接種費用等詳細については、決まり次第広報紙や市のホームページでお知らせします。
持 ち 物	マイナンバーカードなど本人確認できるもの（上記2の該当者は身体障害者手帳も必要です） 生活保護受給者の方は「生活保護受給者証」
問 合 せ 先	市役所健康推進課 . . . . . ●TEL.24-3921 FAX.22-7435

## ●高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

内 容	一部公費で肺炎球菌ワクチン予防接種が受けられます。
対 象 者	東松山市内に住民登録のある方で、「今まで肺炎球菌を1回も接種していない方」で、次のいずれかに該当する方 1. 接種時に65歳の方 ※65歳を迎えた方に通知を送付します。（生涯1回限りです。） 2. 接種時に60歳から64歳の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害のある方、及び、免疫の機能に障害のある方で「1級の身体障害者手帳」を提示した方
料 金	8,000円（生活保護受給者証を提示の方は無料） ※接種期間や医療機関、市外で接種する方は、下記問い合わせ先までご相談ください。
持 ち 物	・マイナンバーカードなど本人確認できるもの（上記2の該当者は身体障害者手帳も必要です。） ・市からののはがき（上記1に該当者） ・生活保護受給者の方は「生活保護受給者証」
問 合 せ 先	市役所健康推進課 . . . . . ●TEL.24-3921 FAX.22-7435



## ●高齢者新型コロナ予防接種

- 内 容** 一部公費で新型コロナ予防接種が受けられます。
- 対 象 者** 東松山市内に住民登録のある方で、次のいずれかに該当する方
1. 接種時に 65 歳以上の方
  2. 接種時に 60 歳から 64 歳の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害のある方、及び、免疫の機能に障害のある方で「1 級の身体障害者手帳」を提示した方
- 料 金** 13,000円（生活保護受給者証を提示の方は無料）
- ※接種期間や接種できる医療機関については、市のホームページをご覧ください。下記問い合わせ先までご相談ください。
- ※市外で接種する方は「東松山市の予診票」が必要です。事前に下記問い合わせ先にご相談ください。
- 持 ち 物** ・マイナンバーカードなど本人確認できるもの（上記 2 の該当者は身体障害者手帳も必要です。）
- ・生活保護受給者の方は「生活保護受給者証」
- 問 合 せ 先** 市役所健康推進課 ・ ・ ・ ・ ・ ●TEL.24-3921 FAX.22-7435

## ●高齢者带状疱疹予防接種

- 内 容** 一部公費で带状疱疹ワクチン又は水痘ワクチンの予防接種が受けられます。
- 対 象 者** 東松山市内に住民登録のある方で、「今まで带状疱疹予防目的で 1 回も接種していない方または任意接種で残りの回数がある」方で、次のいずれかに該当する方
1. 年度末年齢 65・70・75・80・85・90・95・100 歳となる方
- ※対象の方には、通知を送付します。
2. 60 歳から 64 歳の方で、免疫の機能に障害のある「身体障害者手帳 1 級」の方
- 料 金** 带状疱疹ワクチン 18,000円×2回  
水痘ワクチン 5,000円  
（どちらも生活保護受給者証を提示の方は無料）
- ※接種期間や接種できる医療機関については、市のホームページをご覧ください。下記問い合わせ先までご相談ください。
- ※市外で接種する方は「東松山市の予診票」が必要です。事前に下記問い合わせ先にご相談ください。
- 持 ち 物** ・マイナンバーカードなど本人確認できるもの（上記 2 の該当者は身体障害者手帳も必要です。）
- ・市からののはがき（上記 1 の該当者）
- ・生活保護受給者の方は「生活保護受給者証」
- 問 合 せ 先** 市役所健康推進課 ・ ・ ・ ・ ・ ●TEL.24-3921 FAX.22-7435

# いつまでも元気でいたい

より健康で、豊かな高齢期を送るために  
健康・生きがいづくりを支援するサービス  
がいろいろあります。



## ●市民福祉センター

- 内 容** 高齢者等のふれあいや憩いの場として活用ください。  
大広間（50畳）、教養娯楽室、浴場など
- 対 象 者** 市内在住の方（市内に在勤・在学する方を含む）
- 開館時間** 午前9時から午後5時  
（コミュニティーセンター利用は午前9時～午後9時30分）  
（利用時間には準備・片付けの時間も含まれます）  
浴場利用は午前10時～午後4時30分（入場は午後4時まで）  
（毎週火曜日は午後1時～午後4時30分）
- 休 館 日** 年末年始（12/29～1/3）
- 料 金** 入館料無料  
<浴場使用料> ※利用者登録が必要です

対象者		入浴料	回数券（11枚）
（ 在 勤 市 ・ 在 学 含 内 む ）	小学生以下の方 療育手帳、身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳の 交付を受けている方	無料	
	60歳以上の方	100円	1,000円
	中学生以上60歳未満の方	300円	3,000円

<会議室等使用料> ※団体登録が必要です。予約は3か月前より行なっています。

利用区分	午前	午後	夜間	1日
利用区分 種別	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後5時30分～ 午後9時30分	午前9時～ 午後9時30分
会議室・茶室	510円	610円	720円	1,840円

問 合 せ 先 社会福祉協議会地域福祉課 . . . . . ●TEL.23-1251 FAX.23-8898

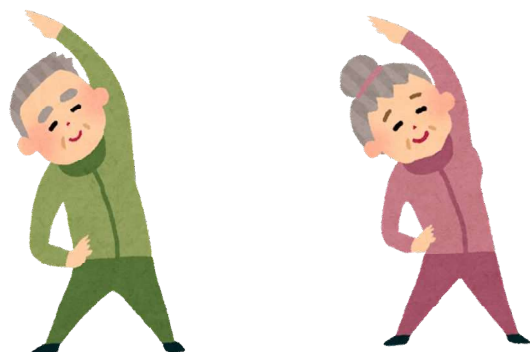
## ●市民健康増進センター

内 容	トレーニング室、多目的スペース、浴場、舞台付大広間、和室、会議室、交流サロン等の設備を有する施設で、市民の健康増進と世代間交流を推進します。
各種教室の開催	主に中・高年の方を対象として以下の教室等を開催します。 いきいき体操教室 エアロビクス ストレッチ広場 ヨガ ピラティス等
料 金	入館料300円（60歳以上の方は100円、身体障害者手帳等の交付を受けている方・小学生以下の方は無料、市外の方は400円）
開館時間	午前9時から午後9時30分 浴場は午前10時から午後9時まで ※浴場清掃時間中（午後1時30分～午後2時）はご利用になれません。
問合せ先	市役所高齢介護課 ・ ・ ・ ・ ・ ●TEL.21-1406 FAX.22-7731 市民健康増進センター ・ ・ ・ ・ ・ ●TEL.31-2660 FAX.31-2661

## ●みんなきらめけ！！ハッピー体操



内 容	高齢の方が馴染みの曲に合わせて楽しく身体を動かし、介護予防に効果のあるストレッチと筋力トレーニングが随所に盛り込まれた体操です。また、高齢者の外出する機会を設け、閉じこもりの防止や認知症予防なども目的としています。 10カ所の体育館や市民活動センター、各地域の「ふれあいきらめきサロン」などで定期的開催しています。また、市民福祉センターと住まいづくり体験館ではマシンプログラムもあり、ハッピー体操指導ボランティアである「きらめけ☆サポーター」が一緒に行いますので、安心して取り組むことができます。 ※開催日時については、広報やホームページに記載しております。
持 ち 物	フェイスタオル又は手ぬぐい（体操に使用）、バスタオル・ヨガマット等（敷物として使用）、上履き（履きなれた運動靴など）、水分（水・お茶など）
対 象 者	市内在住の概ね60歳以上の方
料 金	無料
問合せ先	市役所高齢介護課 ・ ・ ・ ・ ・ ●TEL.21-1406 FAX.22-7731 総合福祉エリア ・ ・ ・ ・ ・ ●TEL.22-5561 FAX.25-3305



## ●いきいきパス・ポイント事業



※市の指定した事業（対象事業）には、こちらのロゴが使用されています。

- 内 容** 東松山市では、誰もがいつまでも安心して暮らせるまちを実現するために、地域福祉の充実に向けた取組「心のこもった地域福祉プロジェクト」を推進しています。この取組の一つとして「東松山市いきいきパス・ポイント事業」を実施し、皆さまの健康づくりや地域活動を支援します。この事業では東松山市いきいきパス・ポイントカードを配布しており、次の2つの使い方がありますので、ぜひご活用ください。
- ① 市が指定した事業に参加してカードにポイントを貯めると、貯まったポイントに応じて奨励品（ぼたん圓）と交換できます。
- ② 協賛店でカードを提示するとサービスが受けられます。
- ※協賛店には、特典内容を記載したポスターとミニ旗が掲示されています。
- 対 象 者** 市内に住所を有する65歳以上の方 ※協賛店も、随時募集しています。
- 問 合 せ 先** 市役所高齢介護課 . . . . . ●TEL.21-1406 FAX.22-7731

**東松山市**  
**いきいきパス・ポイント**

この事業は、誰もがいつまでも安心して暮らせるまち東松山を実現するために取り組む「心のこもった地域福祉プロジェクト2020」の一つとして、高齢者の健康づくりや社会参加を支援します。

● 対象者：65歳以上の東松山市民  
● 使い方：2つの使い方があります。（裏面参照）  
まずは、市役所高齢介護課又は各市民活動センターへ行って「いきいきパス・ポイントカード」を受け取りましょう。

**1** 市の指定事業に参加して貯めたポイントを奨励品と交換できます。会場の受付で「いきいきパス・ポイントカード」を提示するとポイントが付与されます。

ポイントが貯まったら高齢介護課又は市民活動センター窓口へ申し込んでください。

後日、奨励品を郵送します。

ポイント数	奨励品(ぼたん圓)
5~9	500円分
10~14	1,000円分
15~19	2,000円分
20~24	3,000円分
25~29	4,000円分
30~	5,000円分

※ぼたん圓：市内約400か所で使用できる地域通貨（有効期限は発行日から6か月）  
※ぼたん圓の使用できる店舗数は変動します。

**2** 協賛店でサービスが受けられます。協賛店を利用する時に「いきいきパス・ポイントカード」を提示するとサービスを受けることができます。

たとえば…  
● 対象商品0%割引  
● 商品お買い上げの方に粗品贈呈 等  
※今までご使用いただいた「いきいきパスポート」は、引き続きご利用いただけます。

**いきいきパスポート**

○ 対象事業や協賛店は、市ホームページ又は市担当窓口でご確認いただけます。

## ●シニアボランティアポイント制度 ※登録制

- 内 容** 指定されたボランティア活動を行うと専用の手帳にスタンプがもらえ、そのスタンプを集めて申請するとポイントに応じた交付金が受け取れる制度です。
- 対 象 者** 市内在住の65歳以上の方（介護保険第1号被保険者）
- 問 合 せ 先** 社会福祉協議会地域福祉課 . . . . . ●TEL.23-1251 FAX.23-8898

## ●東松山市シルバー人材センター

- 内 容** シルバー人材センターは、法律に基づき、高齢者が働くことにより生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する公益法人です。草取り、草刈り、植木の手入れ、障子の張り替え等のご家庭の仕事から、公共施設・店舗・工場の清掃や軽作業まで、会員の様々な経験と知識を生かして、幅広い分野で活躍しています。
- 対 象 者** 当市在住で60歳以上の健康で働く意欲のある方  
※入会には説明会への参加が必要です。  
日時：毎月第1木曜日 午前10時から1時間程度
- 配 分 金** 従事した仕事に応じて支払われます。
- 問 合 せ 先** 東松山市シルバー人材センター・・・●TEL.22-2245 FAX.22-7655  
※草刈り、植木剪定、家庭清掃、ふすま・障子・網戸張替などご家庭のお困りごと  
ご相談ください。

## ●比企広域電子図書館(比企 e ライブラリ)

- 内 容** 比企広域1市6町では、比企広域電子図書館「比企 e ライブラリ」を運営しています。パソコン、スマートフォン、タブレットからインターネットを通じて電子書籍を借りることができるサービスです。読み上げ機能のついた本も多数あります。詳しくは、下記ウェブサイト又は市立図書館までお問い合わせください。
- 対 象 者** 東松山市在住で図書館利用券をお持ちの方。
- 利用方法** 図書館利用券及び住所が確認できる証明書（マイナンバーカード、障害者手帳等）をお持ちの上、市立図書館又は高坂図書館で申込みください。  
申込後、電子図書館のIDと仮パスワードを発行します。  
「比企広域電子図書館 比企 e ライブラリ」のサイトにアクセスし、ログイン後、ご自身でパスワードを変更してください。（半角英数字記号6文字以上20文字以下）
- 問 合 せ 先** 東松山市立図書館・・・●TEL.22-0324 FAX.22-0064

(比企広域電子図書館 比企 e ライブラリ サイト)

<https://web.d-library.jp/hiki/>



# 毎日の生活に ちょっと不安を感じたら



介護保険の対象とならないものの、生活支援が必要な高齢者の方々へ次のようなサービスを提供しています。

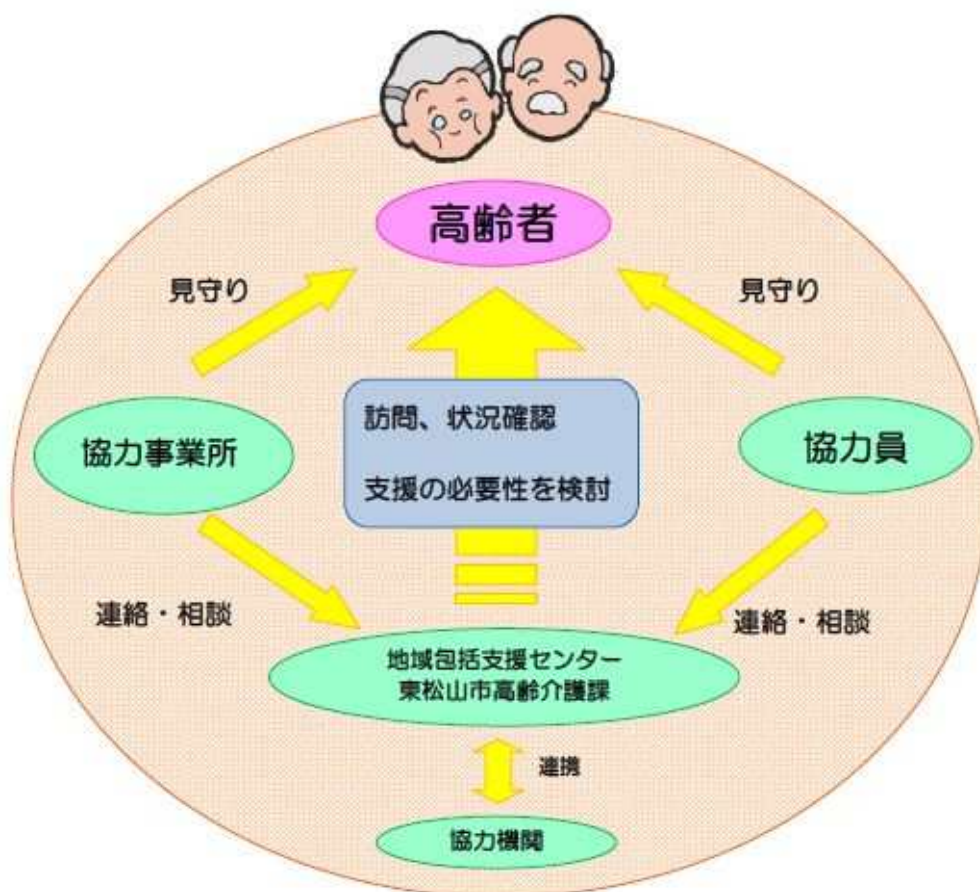
## ●あんしん見守りネットワーク

**内 容** 地域包括支援センターを中心として、市、地域住民、事業所等との連携による高齢者の見守り体制を構築し、高齢者の孤立防止や日常生活における問題の早期発見を図ります。また、徘徊のおそれがある方に、行方不明になった時の早期発見のため「見守りステッカー」を交付します。

**対 象 者** 市内在住の65歳以上の方で、何らかの見守り・支援の必要がある方

**問 合 せ 先** 市役所高齢介護課 …………… ●TEL.21-1406 FAX.22-7731

※協力員・協力事業所登録をしていただける方もご連絡ください。



【ネットワークのイメージ】

## ●緊急通報システム設置

- 内 容** 命の危険を伴うような急病や発作の懸念がある方に、ボタンを押すだけで受信センターへ連絡できる機器を設置します。受信センターでは、利用者の状況によって、救急の場合には消防署に通報し、緊急でない場合は家族等協力者へ連絡します。
- 対 象 者** 慢性疾患等により、常時注意が必要で、緊急時の対応が困難と認められる
- ①敷地内に親族がいない65歳以上のひとり暮らしの方
  - ②敷地内に親族がいない65歳以上のみの世帯で、同居の方も寝たきりや認知症の状態の世帯の方
  - ③同居の親族の就労等により、①又は②に準ずる状態にある方
  - ④敷地内に親族がいないひとり暮らしで、身体障害の程度が1級又は2級の方
- 料 金** 無料
- 問 合 せ 先** 市役所高齢介護課 . . . . . ●TEL.21-1406 FAX.22-7731

## ●配食サービス

- 内 容** 食生活の改善と健康増進を図るため、栄養バランスに配慮した食事をお届けします。また、配達の際に安否確認を行います。
- 対 象 者** 体力の低下などにより、買い物や調理が困難な
- ① 65歳以上のひとり暮らしの方
  - ② 65歳以上の高齢者世帯の方
  - ③ 65歳以上の高齢者を含む世帯の方（当該世帯中の65歳未満の方が、療育手帳、身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの場合）
  - ④ 60歳以上65歳未満の方で構成される世帯の方  
（当該世帯中のすべての方が、③に掲げる手帳のいずれかをお持ちの場合）
- 料 金** 1食400円（ごはん付き）  
1食350円（おかずのみ）  
※特別食をご希望の場合は上記料金に加えて特別調理料がかかります。
- 利用回数** 昼食を週1回から毎日（7回）
- 問 合 せ 先** 市役所高齢介護課 . . . . . ●TEL.21-1406 FAX.22-7731



## ●福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

内 容	福祉サービス利用の相談や支払、生活相談や見守り活動、日常的な金銭の管理、書類等の預かりなどを生活支援員が行います。
対 象 者	高齢者・知的障害者・精神障害者等で判断能力が不十分であり日常生活に不安のある方で、本制度の契約を結べる程度の判断能力がある方。
料 金	有料（サービス内容によって1時間 1,600円又は 2,000円）※生活保護世帯は無料
問 合 せ 先	社会福祉協議会地域福祉課 . . . . . ●TEL.23-1251 FAX.23-8898

## ●支え合いサポート事業

内 容	住民同士の支え合いを旨として、登録サポーターが高齢者や障害者世帯など、生活上の支援を必要とする方に支援を行います。 ※登録サポーターは700円分の支援に対して500円の地域商品券を受け取ることができます。
対 象 者	市内在住で、自己及び家族では解決困難な日常生活上の支援を必要とする方（要相談）
料 金	・クリーンステーションへのゴミ出し等 1回（10分以内）100円 ・上記以外 30分350円
問 合 せ 先	社会福祉協議会地域福祉課 . . . . . ●TEL.23-1251 FAX.23-8898



## ●成年後見センター

内 容	成年後見制度に関する説明や相談、申立手続に必要なお手伝いをします。
対 象 者	成年後見制度を知りたい方、利用をお考えのご本人、ご家族、関係者など。
料 金	相談無料（手続等の諸費用は本人負担）
問 合 せ 先	東松山市成年後見センター（市民福祉センター・社会福祉協議会内） . . . . . TEL.59-5670 FAX.59-5066

## ●生活困窮者自立支援制度・生活保護制度

**内 容** 生活困窮者自立支援制度では、生活にお困りの方に対し、相談員が解決に向けて一緒に考え、就労に関する支援、住まいに関する支援、家計管理に関する支援、関係機関への連携や同行を行い、自立を支援します。

また、生活保護制度では、病気や事故、その他の事情で、収入が減少し生活費や医療費などの支払いに困った場合、国が最低限度の生活を保障し、再び自分の力で生活ができるように援助します。

**対 象 者** 生活にお困りの方（ご家族・関係者含む）

**問 合 せ 先** 市役所社会福祉課 TEL.21-1455 FAX.24-6066（生活困窮者自立支援制度）  
TEL.21-1455 FAX.24-6066（生活保護制度）

## ●避難行動要支援者避難支援制度

**内 容** 災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障害者などの避難行動要支援者が、速やかに避難支援を受けられるようにするための制度です。

要支援者に同意を得て「避難行動要支援者名簿」を作成し、関係機関に配付するとともに、具体的な避難支援の内容を記載した「個別避難計画（緊急連絡先、避難支援者、避難場所、避難時の配慮事項、かかりつけ医など）」を作成します。

また、これらの内容をもとに必要に応じて訓練などを行います。

※関係機関が行う避難支援は、可能な範囲で行うもので、必ず避難支援が受けられることを保証したり、法的な義務および責任を負うものではありません。

**対 象 者** 次のいずれかに該当する在宅の方

①要介護認定3～5を受けている方

②身体障害者手帳1級、2級をお持ちの方

（18歳未満及び上肢・内部障害のみで該当する方を除く）

③療育手帳④・A・Bをお持ちの方（18歳未満を除く）

④精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方（18歳未満を除く）

※上記に該当しない場合でも、災害時に自力避難が困難な場合は申請により登録できます。

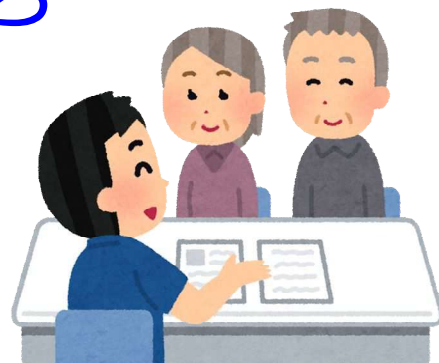
**名簿の配付先** 関係機関（自主防災組織・民生委員・警察・消防）

**手 続** 「名簿提供同意書」と「個別避難計画作成調書」に必要事項を記入し、社会福祉課へ提出してください。

**問 合 せ 先** 市役所社会福祉課 . . . . . TEL21-1455 FAX24-6066

# 介護や支援が必要になったら

要介護認定を受けた方を中心に、  
市独自の福祉サービスを提供しています。



## ●徘徊高齢者等家族支援サービス

- 内 容** 徘徊の心配のある認知症高齢者等にGPS位置探知システムの携帯端末を貸し出します。徘徊時にはシステムを活用することで、早期に発見と事故防止の家族支援を図ります。
- 対 象 者** 市内に住所を有し、認知症等により徘徊が見られる方又はその可能性がある方等
- 料 金** 申込（登録）料 7,700円
- 問 合 せ 先** 市役所高齢介護課 . . . . . ●TEL.21-1406 FAX.22-7731

## ●訪問理美容サービス

- 内 容** 外出が困難な65歳以上の在宅高齢者に対し、理容師・美容師が自宅を訪問して理美容サービスを提供する際の出張費を助成します。
- 対 象 者** 市内に住所を有する、要介護2以上で、外出困難な65歳以上の在宅高齢者
- 利 用 回 数** 1年度につき最大4回
- 料 金** 出張費以外の実費（カット料など）
- 問 合 せ 先** 市役所高齢介護課 . . . . . ●TEL.21-1406 FAX.22-7731

## ●ねたきり老人等手当支給

- 内 容** 6か月以上寝たきり又は重度の認知症の状態が継続している在宅の65歳以上の高齢者のうち、一定要件に該当する方に手当を支給します。
- 対 象 者** 市民税世帯非課税の方で、要介護認定を受けて、在宅介護サービスを利用している方
- 支 給 額** 月額5,000円
- 問 合 せ 先** 市役所高齢介護課 . . . . . ●TEL.21-1406 FAX.22-7731

## ●紙おむつ給付サービス

- 内 容** 月に1度、紙おむつをお届けします。紙おむつの種類はテープ式やパンツ式などから選択することができます。（紙おむつの種類により料金が異なります）
- 対 象 者** 東松山市の被保険者で、要介護1以上の認定を受け、寝たきりや認知症等により常時おむつを必要とする方（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設入所中または入院中の方は除く）。介護保険の給付制限のある方は利用できません。
- 料 金** 介護保険の負担割合と紙おむつの種類に応じ、自己負担額が異なります。
- 問 合 せ 先** 市役所高齢介護課 . . . . . ●TEL.21-1406 FAX.22-7731

## ●寝具類洗濯等サービス

- 内 容** ふとん、まくら、毛布等の洗濯（年2回）、乾燥（月2回）を行います。
- 対 象 者** ① 市内在住で、要介護2以上の認定を受け、寝たきりの状態又はこれに準ずる状態にある方。  
② 寝具類の洗濯などが困難な65歳以上でひとり暮らしの方、又は65歳以上の高齢者世帯の方。
- 料 金** 無料
- 問 合 せ 先** 市役所高齢介護課 . . . . . ●TEL.21-1406 FAX.22-7731

## ●訪問歯科診療

- 内 容** 通院で歯科治療の受けられない、在宅で寝たきりの方のお宅へ歯科医師が伺い、診療を行います。
- 対 象 者** 在宅の寝たきり又はこれに準ずる状態にある方（要介護3以上の方）
- 料 金** 保険診療による通常の自己負担額
- 問 合 せ 先** 市役所健康推進課 . . . . . ●TEL.24-3921 FAX.22-7435

## ●福祉車両貸出

- 内 容** 車いすを利用する方に対して、社会福祉協議会が所有する福祉車両（後部座席に車いすのまま乗ることができます）を原則3日以内で貸し出します。（運転者はつきません。）  
※料金についてはお問い合わせください。
- 対 象 者** 市内在住の方で日常的及び一時的に車いすを使用して生活している方などで、運転者の確保が出来る方。  
※運転者について、運転者の方が75歳以上の場合は、ご家族の同意が必要となります。
- 問 合 せ 先** 社会福祉協議会地域福祉課 . . . . . ●TEL.23-1251 FAX.23-8898

## ●高齢者等家庭ごみ戸別収集

- 内 容** 家庭ごみを自らクローザーボックスへ運ぶことが困難な高齢の方やお身体に障害のある方の世帯を対象に、市が直接ご自宅へ伺い、ごみや資源物を毎週月曜日に収集します。利用するには手続きが必要です。
- 対 象 者** 次のいずれかに該当する世帯の方  
①要介護認定1～5を受けている方のみで構成されている世帯  
②身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けている方のみで構成されている世帯  
③①～②のみで構成されている世帯
- 料 金** 無料
- 問 合 せ 先** 市役所廃棄物対策課 . . . . . TEL.21-1401 FAX.23-7700

## ●所得税・住民税の控除

**内 容** **老人扶養親族控除** 満70歳以上の親族を扶養している場合は控除が受けられます。  
**同居者親加算** 老人扶養親族のうち、本人又は配偶者の直系尊属（父母や祖父母など）と同居している場合は加算があります。  
※年末時点の状況で判断します。  
**医療費控除** 本人や生計を一にする親族のために支払った一定額以上の医療費などは控除の対象となります。  
※介護保険サービスの自己負担額の一部やおむつ代についても一定の要件を満たせば、医療費控除の対象となります。

**問合せ先** 市役所課税課 . . . . . ●TEL.21-1438 FAX.23-2238

## ●高齢者の障害者控除

**内 容** 所得税や市県民税の申告の際、障害者手帳をお持ちでなくても、65歳以上の方で、要介護・要支援認定を受けている方のうち、一定の要件に当てはまる方に対し交付する「障害者控除対象者認定書」により、障害者控除を受けることができます。

**問合せ先** 市役所障害者福祉課 . . . . . ●TEL.21-1452 FAX.24-6066

## ●介護マーク

**内 容** 認知症の方などの介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくく、誤解や偏見を持たれることがあります。介護をする方が、介護中であることを周囲に理解していただくために、東松山市では「介護マーク」を無料で配布しています。

**対 象 者** 介護の必要な高齢者、障害者等を介護している方

**配 布 場 所** 市役所高齢介護課、市内地域包括支援センター

※市ホームページでもダウンロードできます。

**問合せ先** 市役所高齢介護課 . . . . . ●TEL.22-7733 FAX.22-7731



## ●埼玉県思いやり駐車場制度(パーキング・パーミット制度)

**内 容** 要介護状態の方や障害のある方など、歩行が困難な方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子利用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

なお、この利用証によって、道路上の駐車禁止の除外を受けることや、有料駐車区画の使用料が減免されることはありません。

### 対 象 者

区分	交付基準	利用証の色	有効期間	
高齢者等	要介護1以上の方	緑（要介護3以上で車椅子使用者は青）	対象者としての基準に該当しなくなるまで	
身体障害者	視覚障害	4級以上	対象者としての基準に該当しなくなるまで	
	聴覚障害	3級以上		
	平衡機能障害	5級以上		
	肢体不自由	上肢		2級以上
		下肢		6級以上
		体幹		5級以上
	脳原性運動機能障害	上肢機能2級以上 移動機能6級以上		緑（2級以上の車椅子利用者は青）
内部障害（免疫機能障害を含む）	4級以上	緑		
知的障害者	A以上	緑		
精神障害者	1級	緑		
難病患者	特定疾患医療受給者 指定難病医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	緑		
けが人等	医師の判断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方	オレンジ (常時車椅子を使用する場合は青)	診断書等で必要と認める期間 (原則1年以内)	
その他車椅子の常時使用が必要と認められる方	医師の診断書等により、車椅子の常時使用が必要であると認められる方	青	対象者としての基準に該当しなくなるまで	

### 利 用 証

車椅子利用者利用証	高齢者用 その他の障害者	けが人等用
		

**利用できる駐車区画** 幅3.5メートル以上の「車椅子利用者用駐車区画」と、幅3.5メートル未満の「優先駐車区画」があります。区画のある施設は埼玉県のHPから確認できます。

種類	車椅子使用者用区画	優先駐車区画
利用対象者 ◎：利用可能 △：条件付きで利用可能	◎車椅子使用者（青色利用証） △その他の制度対象者（緑色、オレンジ色利用証） ※優先駐車区画がない駐車場であり、かつ、区画数に余裕がある場合に限る	◎その他の制度対象者（緑色、オレンジ色利用証） ◎車椅子使用者（青色利用証）
区画の表示		

〈手続きに必要なもの〉

〈次に掲げるいずれか〉

- ① 介護保険被保険者証
  - ② 該当等級の障害者手帳
  - ③ 特定疾患医療受給者証
  - ④ 指定難病医療受給者証
  - ⑤ 医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等（3か月以内のもの）、及び身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ※ 代理人による申請の場合は、代理人の身分証明書も必要です

**問合せ先** 制度内容全般・電子申請・郵送での交付手続き等に関する問合せに関しては、  
 埼玉県福祉政策課・・・●TEL 048-830-3223 FAX 048-830-4801  
 交付手続き等に関する問合せに関しては、  
 東松山市高齢介護課・・・・・・・●TEL 21-1406 FAX 22-7731  
 障害者福祉課・・・・・・・●TEL 21-1452 FAX 24-6066



県HP



電子申請

**埼玉GISポータルサイト**

思いやり駐車場制度協力施設や、オストメイト、ユニバーサルシートなどが設置されたバリアフリートイレ設置施設などの地理情報をマップ上で手軽に閲覧できる、地理情報システム「埼玉GIS」サービスをぜひご活用ください。



# 障害者として認定されたら



## ●身体障害者手帳の交付

**内 容** 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能）、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓）、免疫機能などに障害のある方が、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に交付されます。

**問 合 せ 先** 市役所障害者福祉課 . . . . . ●TEL.21-1452 FAX.24-6066

## ●障害児(者)生活サポート事業・障害者生活支援センター事業

**内 容** 障害のある方の生活を支援するために、一時預かり・宿泊介護、介護スタッフの派遣、外出の付き添い、送迎を行うサービスです。

**対 象 者** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定難病医療受給者証等の交付を受けている方

※自立支援医療受給者証のみ交付を受けている方は、障害者生活支援センター事業のみ利用可能です。

**料 金** 30分250円（一人年間150時間まで）

**問 合 せ 先** ケア・サポートいわはな . . . . . ●TEL.27-4077 FAX.27-4088

市役所障害者福祉課 . . . . . ●TEL.21-1452 FAX.24-6066



## ●在宅重度心身障害者手当

- 内 容** 重度の障害があり、特別障害者手当及び経過措置による福祉手当を受給していない方に手当が支給されます。ただし、住民税が課税されている方、施設に入所している方は除きます。  
※65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方は対象外です。(65歳未満で支給開始した方には、引き続き支給されます)
- 対 象 者** 身体障害者手帳1～2級の交付を受けている方  
療育手帳Ⓐ・Aの交付を受けている方  
精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- 手 当 額** 月額5,000円
- 問 合 せ 先** 市役所障害者福祉課 . . . . . ●TEL.21-1452 FAX.24-6066

## ●重度心身障害者医療費助成

### 【一般】

- 内 容** 重度の障害のある方の医療費を助成します。重度心身障害者医療費受給者証を交付しますので、障害者福祉課へ申請してください。
- 対 象 者** 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方  
療育手帳Ⓐ・A・Bの交付を受けている方  
後期高齢者医療制度の障害認定を受けた方(65歳未満で障害認定を受けられる状態にあった方に限る。)  
精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

### 【精神通院用】

- 内 容** 自立支援医療(精神通院医療)が適用となった医療費の一部負担金を助成します。
- 対 象 者** 精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている方  
※65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方や、障害の程度が該当の等級になった方は対象外です。  
※所得制限があります。詳細は障害者福祉課へお問い合わせください。
- 問 合 せ 先** 市役所障害者福祉課 . . . . . ●TEL.21-1452 FAX.24-6066



## ●特別障害者手当

- 内 容** 20歳以上であって、日常生活において常時特別な介護を要する在宅の重度障害者に手当を支給しています。ただし、施設に入所している方、継続して3か月を超えて病院等に入院している方は除きます。
- 対 象 者** 精神または身体の重度の障害により、常時特別な介護を要する方  
内部障害で病状が上記と同程度以上と認められる状態の方  
※所得制限があります。詳細は障害者福祉課にお問い合わせください。
- 手 当 額** 月額30,450円（令和8年4月以降）
- 問 合 せ 先** 市役所障害者福祉課 . . . . . ●TEL.21-1452 FAX.24-6066

## ●福祉タクシー利用料金助成

- 内 容** 重度の身体障害・知的障害・精神障害のある方で、市内に住所を有する在宅の方が、埼玉県及び市と協定を締結しているタクシーを利用する場合に、初乗運賃相当額を助成します。利用には事前に申請が必要です。  
※自動車燃料購入費助成との併用はできません
- 対 象 者** 身体障害者手帳1～2級の交付を受けている方  
療育手帳Ⓐ・Aの交付を受けている方  
精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- 補 助 額** 利用券1枚につき初乗運賃相当額1人年間36枚まで（月3枚）
- 問 合 せ 先** 市役所障害者福祉課 . . . . . ●TEL.21-1452 FAX.24-6066

## ●その他の公共料金の割引

- 内 容** 公共施設利用料、鉄道・バス運賃、国内航空運賃、有料道路通行料、NHK受信料などの公共料金についても割引が受けられる場合があります。
- 問 合 せ 先** 市役所障害者福祉課 . . . . . ●TEL.21-1452 FAX.24-6066



## ●自動車燃料購入費助成

- 内 容** 重度の身体障害・知的障害・精神障害のある方で、市内に住所を有する在宅の方が、市と協定を締結している給油所を利用する場合に、自動車燃料（ガソリン等）購入費の助成をします。利用には事前に申請が必要です。  
※対象車両に制限があります ※福祉タクシー利用料金助成との併用はできません
- 対 象 者** 身体障害者手帳1～2級の交付を受けている方  
療育手帳㊤・Aの交付を受けている方  
精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- 補 助 額** 1人年間9,600円まで（月800円）
- 問 合 せ 先** 市役所障害者福祉課 . . . . . ●TEL.21-1452 FAX.24-6066

## ●駐車禁止適用除外

- 内 容** 駐車禁止の標識がある場所で駐車できる「駐車禁止除外指定者」の標章が交付されます。
- 対 象 者** 身体障害者手帳等の交付を受けた歩行が困難な方等（障害の程度や区分によります。）
- 問 合 せ 先** 東松山警察署 交通課 . . . . . ●TEL.25-0110



## ●所得税・住民税の控除

- 内 容** **障害者控除** 身体障害者手帳や戦傷病者手帳などの交付を受けている方や、その方を扶養している親族は障害者控除や特別障害者控除が受けられます。
- 同居特別障害者加算** 特別障害者に該当する扶養親族と同居している場合は加算があります。
- ※年末時点の状況で判断します。
- 問 合 せ 先** 市役所課税課 . . . . . ●TEL.21-1438 FAX.23-2238

## ●自動車税・軽自動車税の減免

- 内 容** 障害のある方のために使用する車両で一定の要件を満たすものは、自動車税・軽自動車税の減免を受けることができます。
- ※減免を受けられる台数は障害者1人につき1台に限られます。
- 対 象 者** 障害の程度や区分によります。
- 問 合 せ 先** 自動車税に関しては、東松山県税事務所  
. . . . . ●TEL.23-8908 FAX.23-7921
- 軽自動車税に関しては、市役所課税課  
. . . . . ●TEL.21-1438 FAX.23-2238
- 自動車税・軽自動車税（環境性能割）に関しては、自動車税事務所熊谷支所  
. . . . . ●TEL.048-532-8011 FAX.048-530-1011



## ●私の記録

ふりがな		
氏名		
生年月日	大正 ・ 昭和	年 月 日
血液型	A ・ O ・ B ・ AB 型	
住所	〒	
電話番号		
緊急時の 連絡先	氏名	(続柄) 電話
	氏名	(続柄) 電話
	氏名	(続柄) 電話
保険証の 記号・番号	医療保険	
	介護保険	
手帳など	身体障害者手帳	級
	精神障害者保健福祉手帳	級
	その他難病指定など	
介護サービス 事業所など	事業所名	
	担当者	

## ●健康の記録

かかりつけの 病院・医院	病院・医院名	担当医	電話番号
既往歴 (あてはまるものに ○をつけてください)	心臓病 (狭心症・心筋梗塞・不整脈・心不全・その他： ) 高血圧・糖尿病・腎不全・ぜんそく・てんかん・リウマチ・うつ 脳卒中(脳梗塞・脳出血・くも膜下出血・一過性脳虚血発作) がん(詳細： ) その他：		
医師等からの 指示・制限等			
薬のリスト：現在使っている薬(飲み薬・吸入薬・貼る薬・注射薬などすべて)			
薬の名前	分量	薬の名前	分量
薬剤アレルギー			
① 薬の名前		② 薬の名前	
何が起きたか		何が起きたか	

## ●デマンドタクシー

**内 容** 利用者の希望時間、乗車場所の要望（デマンド）に低料金で応じる、公共交通サービスです。

タクシー車両を使用しますが、バスとタクシーの中間的な利用方法になります。乗る場所、降りる場所が決められていて、途中下車や寄り道はできません。

**対 象 者** 東松山市民（中学生以下は、登録できません。）

**利用者登録** デマンドタクシーを利用するには、あらかじめ登録が必要です。市役所地域支援課または市民活動センターで登録申請手続きが出来ます。

**運 行 日 時** 月曜日～土曜日の午前8時30分～午後5時

※日曜日・休祝日・12/29～1/3は利用できません。

**料 金**

運賃及び迎車回送料金の合計額	利用料金
1,000円未満	500円
1,000円以上2,000円未満	800円
2,000円以上3,000円未満	1,000円
3,000円以上	1,500円

※時間指定配車料金（予約料金）は補助対象外です。

**問 合 せ 先** 市役所地域支援課・・・・・・・・・・・・・・・・●TEL21-1435 FAX22-7799



### 介護保険に関するお問い合わせ

東松山市 健康福祉部 高齢介護課

〒355-8601 東松山市松葉町 1-1-58

TEL. 0493-21-1460

FAX. 0493-22-7731

.....  
東松山市地域包括支援センター

TEL. 0493-22-7733

FAX. 0493-22-7731